

東海社会人サッカーリーグ 規約

第1章 総 則

- 第1条 この連盟は東海社会人サッカーリーグという。(略称はTSLとする)
- 第2条 この連盟は(公財)日本サッカー協会及び(一社)東海サッカー協会の総括を受ける。
- 第3条 事務所はリーグ運営事務局の所在地におく。

第2章 目 的

- 第4条 この連盟は加盟チームの切磋により、東海地域のサッカー水準の向上、普及および振興につとめ、あわせて相互の親睦を深めることを目的とする。

第3章 事 業

- 第5条 前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- 1) リーグ戦の実施
 - 2) その他目的達成に必要な事業

第4章 組 織

- 第6条 この連盟は(公財)日本サッカー協会第一種に登録され、且つ(一財)全国社会人サッカー連盟に登録されたチームで、(一社)東海サッカー協会の審議を経て定めた10チーム以上で組織し、そのチームは東海サッカー協会圏内に在住、在学または在勤し、(公財)日本サッカー協会に個人登録された選手によって構成されたチームとする。但し外国人登録選手は5名までとし、当リーグの試合出場は3名登録の3名とする。

第5章 役 員

- 第7条 この連盟に次の運営委員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 実行委員長 | 1名 |
| 運営委員長 | 1名 |
| 規律委員長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 運営委員 | 若干名 |
| 審判委員 | 若干名 |
| 会計監査 | 2名 |

- 第8条 1. 実行委員長は東海社会人サッカー連盟運営委員より選出する。
2. 運営委員は、加盟チームの代表および(一社)東海サッカー協会の委嘱をうけた者若干名とする。
3. 審判委員は各県審判委員長とする。
4. 会計監査は東海社会人サッカー連盟運営委員とする。

- 第9条 1. 実行委員長は、(一社)東海サッカー協会から委嘱され、当連盟を代表する。
2. 運営委員長は運営委員の互選により選出される。

- 第10条 運営委員の任期は原則1年とする。

第6章 会議

第11条 1. 運営委員会は次の事項について審議決定し運営する。

- 1) 委員会に付託された役員の選出及び委託
- 2) 事業
- 3) 予算および決算
- 4) 賞罰の裁定
- 5) 規約の改廃についての審議及びリーグ運営要項の決定
- 6) メンバー資格審査
- 7) その他重要事項等

2. 運営委員会は、実行委員長がこれを招集し、運営委員長が議長となる。

3. 会議は定例と臨時に分け、定例はリーグ戦前後に速やかに開催し、臨時は必要が生じたとき開催する。

第7章 会計

第12条 この連盟の経費は次の収入をもってこれを充てる。

- 1) 加盟チームの運営分担金
 - ・ 1部 450,000 円/1 チーム
 - ・ 2部 500,000 円/1 チーム
- 2) 新規加盟金 (100,000 円/1 チーム)
納入は、JFLからの降格チーム、県リーグからの昇格チームを対象とし、TSL昇格後1年でJFLから降格したチーム、TSL降格後1年で昇格したチームは免除する。
- 3) 事業による収入
- 4) 寄付金
- 5) その他の収入
- 6) 運営分担金、新規加盟金は3月末日までに納入しなければならない。

第13条 マッチコミッショナー・審判員の手当

- 1) マッチコミッショナーは7,000円（消費税込み）とする。
- 2) 主審10,000円、副審8,000円、第4の審判員6,000円とし、いずれも消費税込みの金額とする。

第14条 会計年度は3月21日より翌年3月20日までとする。

第8章 罰則

第15条 規約、運営要項の不履行、リーグの価値を著しく損ねる行為が認められた場合、当リーグから除籍する。原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。

第9章 附則

第16条 この規約の改廃は運営委員会の審議を経て（一社）東海サッカー協会の承認を必要とする。

第17条 この規約にもとづき運営要項を定めて運営する。

第18条 この規約は平成10年5月1日より施行する。

[改訂 1]	平成 15 年 3 月 8 日	一部改訂
[改訂 2]	平成 17 年 2 月 26 日	一部改訂
[改訂 3]	平成 26 年 4 月 1 日	一部改訂
[改訂 4]	平成 29 年 4 月 1 日	一部追加
[改訂 5]	平成 30 年 4 月 1 日	一部改訂
[改定 6]	平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
[改訂 7]	令和 3 年 3 月 21 日	一部改訂・追加
[改訂 8]	令和 4 年 3 月 21 日	一部改訂
[改訂 9]	令和 5 年 3 月 21 日	一部改訂

2023年度 東海社会人サッカーリーグ運営要項

- 当リーグは、1部8チーム、2部9チームによる2回戦総当たりとする。
- リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。

ハーフタイムのインターバルは15分間とする。

注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。

- 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された7名中5名までとする。

試合中の交代は各チーム最大3回とする。加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。

- エントリー後の選手変更

①エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。

なお、この本項によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする。

- (1) 先発予定選手を変更する場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、ゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる。

- (2) 控え選手を変更する場合

新たな選手を控え選手とすることができる。

②エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。

③前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へ速やかに連絡しなければならない。

- ベンチに入ることができる人数は、交代選手7名、役員6名の計13名までとする。役員については、事前に登録されている者に限る。

- テクニカルエリアを設置する。

- キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。

- 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。

主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。

中断から30分を過ぎて開始または再開の判断ができない場合、当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立とする。中断解除から試合再開までのインターバルは20分以内とする。

ただし、主審が到着する前にやむ得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。

8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。
9. 順位は下記の順序によって決める。
 - ① 勝ち点（勝3、分1、負0）
 - ② 得失点差（総得点－総失点）
 - ③ 総得点
 - ④ 当事チームの勝負
 - ⑤ 勝率（総勝数÷総試合）
 - ⑥ 上記①から⑤でも同位の場合は抽選とする。

10. 競技規則

リーグ戦実施年度の公益財団法人日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。

11. 選手の用具

- 1) 本リーグに事前に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- 2) 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- 3) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立会のもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- 4) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
- 5) ソックスの上にテープやバンデージを巻く、あるいは、アンクルソーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同系色とする。

12. リーグ登録

- 1) チーム及び選手の資格は規約第6条の定めのほか、選手の他チームとの二重登録は認めない。
- 2) チームの登録選手数は、40名を上限とする。
- 3) 登録選手には固有の背番号を付し、シーズン中の変更は認めない。
- 4) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。
この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。

13. リーグ戦開始前に選手は（公財）日本サッカー協会に選手登録を行い、（公財）日本サッカー協会の承認を受けていること。

試合チームは、マッチコーディネーションミーティング時に、（公財）日本サッカー協会WEB登録システムKICKOFFから出力された選手証・登録一覧（写真が登録されたもの）を印刷したものを持参すること。

事務局が発行した、当節のチーム登録票で代替えすることも可能とする。

14. 1) 選手の移籍に関しては、（公財）日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。
2) 12項4)の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。
15. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。

追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け承認日から 1 週間後とし、8月末日をもって追加登録を締め切りとする。なお、追加選手の出場については、事務局の承認を受けても、(公財) 日本サッカー協会の承認が完了していない選手はリーグ戦に出場することはできない。

16. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、次のままその年度は続行するが、その決定は実行委員長が裁定する。

17. 懲罰

- 1) 退場を命じられた者（監督・選手・役員含）または警告の累積が 3 となった者は次の 1 試合出場できない（ベンチ入りもできない）。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
- 2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。
- 3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。
また、その他の規定については（公財）日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。

18. 自動入れ替え

- 1) 当リーグ 1 部の下位 2 チームと、2 部の上位 2 チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
- 2) 当リーグ 2 部の下位 3 チームを自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会の A・B 各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
- 3) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
 - イ. 当リーグ 1 部のチーム数が 8 チームになるように、2 部の上位から繰り上げ自動昇格とする。（1 部から 2 部へ降格するチームを含む）
 - ロ. 当リーグ 2 部の 9 位・8 位チームは、自動的に県リーグへ降格し、7 位チームは残留するものとする。
 - ハ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、A ブロックの優勝チームを 1 位、B ブロックの優勝チームを 2 位とし、本項により残留することになったチームを上位に位置づける。
- 4) 上部リーグより降格チームがあつた場合
 - イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ 1 部に加入させる。
 - ロ. 当リーグ 1 部は、10 チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ 2 部に降格させる。
 - ハ. 当リーグ 2 部は、本項により 1 部から降格チームがあつた場合、10 チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。

19. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は、運営委員会に於いて協議し、処理

する。

20. 新型コロナウィルス感染拡大によるリーグへの影響については、別「2023年度運営要項補足」に定める。
21. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ 1 次ラウンドへの出場 12 チームは、以下の選出方法により出場資格が与えられる。
 - 1) 9 地域サッカーリーグより各 1 チーム（当 1 部リーグ 1 位チーム）に出場権が与えられる。原則、出場権を得たチームは棄権できない。
 - 2) 9 地域サッカーリーグの 3 位以内のチームの中で、全国社会人サッカー選手権ベスト 4 以上の上位 3 チームで、JFL へ入会を希望するチーム。
 - 3) J リーグ百年構想クラブで、所属する地域サッカーリーグ 2 位チーム。該当するチームが複数ある場合は承認日の早い順とする。ただし、本権利での出場は 1 回を限度とする。
 - 4) 9 地域サッカーリーグの JFL の入会を希望する 2 位チームの輪番で決定する。（関東・関西・九州・東海・北海道・中国・北信越・東北・四国）
2023 年度は（東北・四国・関東）の順で決定する。
22. 運営委員会で決定できない事項については（一社）東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。
23. リーグ運営に関する提言・質問等は、文書を運営事務局へ提出し、回答を得ることが出来る。
また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問がある場合は、試合終了後 3 日以内（必着）に文書を事務局へ提出し、実行委員長を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。
ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはできない。（競技規則第 5 条）
注) ・文書はチーム代表者名で、宛先は実行委員長とすること。
 - ・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。
 - ・実行委員長は必要に応じて参考となる映像媒体等を要求することができる。
24. 当リーグに事務局を設ける。ホーム運営委員は、試合終了後に公式記録を速やかに事務局に報告すること。報告については、メール等で行うこと。

2023年度運営要項補足（2023年度に限る）

1. 新型コロナウィルス感染拡大によるリーグへの影響に対する対応

- 1) リーグ開催は最新の「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」に基づくことを基本とする。
- 2) リーグ戦は、4月16日から10月8日とし、期間中に「延期試合」が発生した場合、1部は10月15日、2部は10月31日までに延期された試合を消化することとする。
その場合、1部は10月15日までの最上位1チームに地域SCLへの出場権利を与える。
- 3) H&A2回戦のリーグ戦開催が出来なかった場合、H&A1回戦への変更は6月上旬に参加チームの意見を参考にリーグ役員にて別途協議し決定する。
- 4) 試合運営については、「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」に従つて対応すること。
- 5) 予定された日程を延期したチームは、定められた期日までに実施することとする。開催されなかった試合の結果は「0-0」とし、当該両チームに勝ち点を与えない。
- 6) リーグ戦期間中に於いて、感染者が発生した場合の処置は下記のとおりとする。
 - ①感染を確認したチームは速やかに事務局に報告すること。
 - ②JFA ガイドラインに従い、試合を行える状況にありながら、中止とした場合、当該チームは「0-3」の負けとする。
注) 試合を行える状況とは、選手数15名以上を確保できる状況を指す。
 - ③日程前、チーム内に感染者が発生し、当該チームが試合を行える選手を確保出来ず試合が行えない場合、延期とし、別日程での開催とする。
 - ④延期した試合の開催については、当該チームはもとより、対戦チームの協力や場合によっては、リーグ内で会場の提供など協力も必要となるので、事務局を通して情報共有を図る。当該チームは対戦チームとの折衝経過を都度、事務局に報告する。
 - ⑤感染者を発生したチームが試合を行える状況となったことにも拘らず、当該チームとの対戦を拒んだチームは「0-3」の負けとする。
 - ⑥開催されなかった試合は「見なし試合」と判定し、試合を行った事として、結果に反映する。（記録を「0-0」とし、両チームに勝ち点「1」を与える）

2. リーグ戦成立条件

- 1) リーグ戦は全試合数の消化率50%（1部28試合、2部36試合）以上、且つ各チームの消化率50%（1部7試合、2部8試合）以上で1回戦総当たりを満たした場合、リーグ戦を成立とする。
試合数を満たしても対戦しないチームが発生する場合は、事務局を通して調整することがある。
- 2) リーグ戦が成立しない場合、「全国地域SCL2023」への出場チームは、※下記

- 3) の順位決定方法に基づき、その時点で 1 部最上位チームとする。
- 3) 順位は下記の順序によって決める。
- ① 勝ち点（勝 3、分 1、負 0）
 - ② 得失点差（総得点 - 総失点）
 - ③ 総得点
 - ④ 当事チームの勝敗
 - ⑤ 勝率（総勝数 ÷ 総試合）
 - ⑥ 上記①から⑤でも同位の場合は抽選とする。
3. リーグ戦が成立しなかった場合
- 1) リーグ戦が不成立になった場合は行われた試合の勝点で順位を決定し、リーグ内の降格は行わない。
 - 2) リーグ戦が成立しなかった場合、2 部リーグ最上位 1 チームを 1 部に昇格させ、東海社会人トーナメント大会上位チーム 2 チームを当リーグ 2 部に昇格させる。
 - 3) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグのチーム数に欠損が生じた場合
 - ・当リーグ 1 部のチーム数「8」を下回った場合、2 部の上位から繰り上げて昇格させる。2 部のチーム数が「8」を下回った場合、上項 2) の東海社会人トーナメント大会上位 2 チームに加え必要チーム数を昇格させる。昇格させるチームは、東海社会人サッカー連盟で協議し、決定する。
 - 4) 上部リーグより降格チームがあった場合
 - ・JFL より降格したチームをそのまま当リーグ 1 部に加入させる。
但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ 2 部に降格させる。

東海社会人サッカーリーグ運営要項補足事項 ～ホームチームの試合運営について～

1) 競技場の設置について

- ①フィールドの広さについては、競技規則（縦 105M×横 68M）を基準とする。
ただし、競技場により競技規則のコート面が取れない場合は、その限りではない。
- ②本部席には必ずテントを設置すること。
(第 4 審判席・記録員席・担架用員席を設けること。)
- ③各チームのベンチ席は役員 6 名・交代選手 7 名の計 13 名分を最低限設置すること。
屋根型ベンチがない競技場については熱中症対策を目的としたテント等を設置し対応すること。
- ④テクニカルエリアを設けること。原則としてチームベンチの両横 1M、前方のタッチラインから 1M の範囲内とする。
- ⑤交代ボードは最低 2 セット用意すること。
- ⑥担架は最低限 1 台用意すること。
- ⑦競技場内に AED（自動体外式除細動器）の有無と設置場所の確認をすること。
- ⑧東海社会人サッカーリーグ旗の掲揚をすること。ただし、競技場により掲揚する場所がない場合は、その限りではない。
- ⑨その他の事項については、東海社会人サッカーリーグ運営要項に準ずる。

2) 試合運営について

- ①ホームチームの運営委員は事前に对戦チーム・MC・審判員へ試合時間・会場・駐車場・その他事項（会場イベント・近隣イベント・道路規制）について確認連絡を行うこと。
- ②ホームチームの運営委員は試合当日、対戦チーム・MC・審判員の来場確認とベンチ更衣室などの誘導を行うこと。
- ③試合開始 90 分前にチーム受付とフィールドインスペクションを行うこと。
- ④試合開始 70 分前にマッチコーディネーションミーティング（以下 MCM）を実施し、試合についての確認と取り決めを行うこと。
MCM は MC、審判団、チーム責任者の出席により行われ、ホームチーム運営委員によって進行される。
- ⑤ホームチームは記録員、担架用員、ボールパーソンなど試合に支障のない範囲で相当数の人員を配置すること。
また、競技場によっては、試合球を相当数用意し試合に支障のないよう配慮すること。
- ⑥ベンチに入る交代選手は、ユニフォームと異なる色のビブスを着用すること。

- ⑦記録員は本部席にて記録をとること。
- ⑧担架用員は本部席にて待機すること。
- ⑨試合後、記録員は公式記録の内容を対戦チーム・MC・審判員に確認しサインを受け
ること。
特に警告・退場を受けた選手及びその事由についての確認を必ず行うこと。
- ⑩公式記録はパソコンでの作成を原則とする。止むを得ない事情がある場合、手書きで
の作成を認める。
- ⑪公式記録は正確に記入すること。(間違いなど二重線で引かない)
- ⑫公式記録(コピー)については迅速に対戦チーム・MC・審判員に渡すこと。
また、速やかに事務局に送付(Eメール)すること。

3) 選手の追加・抹消・背番号変更及び各種変更について

- ①選手の追加登録については、所定の「変更届、選手追加登録、抹消」に記載し事務局
に提出し、運営委員長の承認を得ること。

追加登録した場合、登録内容が分かる以下の証明書類を事務局へメールもしくはFAX
すること。(原則メール)

- ・変更届け、選手追加登録、抹消届けの提出(電子印可)
- ・WEB(KICK OFF登録画面の写し)登録のコピー
以上のものをPDFにして送ること。

上記の書類が確認できた時点より確定処理を致します。

(出場試合可能日については運営要項に準ずる。)

注1) 東海リーグ出場の追加登録期限は8月末日までとなります。

注2) 試合当日(MCM時)に選手証がない場合は試合に出場できなくなる場合があり
ます。

- ②選手の抹消については、抹消届に記載し事務局に提出し運営委員長の承認を得ること。
確認できた時点で確定処理を致します。

- ③チーム連絡先、役員の追加変更(コーチ・トレーナー含)、ユニフォームの変更は、
変更届(試合日程・会場・背番号以外)に記載し事務局に提出し運営委員長の承認を得ること。
確認できた時点で確定処理を致します。

- ④各ホームチームは予定している試合開催日・時間・場所などの変更があった際には変
更届(試合日程変更・時間変更・会場変更)に記載し事務局に提出し運営委員長の承
認を得ること。
確認できた時点で確定処理を致します。

4) 猛暑に対する試合運営について

- ①猛暑が懸念される夏季の期間には、リーグ戦を行わないこととするが、止むを得ず
予定する場合は、下記事項に従うこととする。

- ②WBGT値31°C(人工芝は28°C)を超える場合は、会場に医師、看護師、BLS

- (一時救命処置) 資格保持者を常駐させ、且つクリーニングブレイクを実施する。
- ③上記対応でも外気温が 37°C を超える場合や上記対応が出来ない場合は、中止・延期とする。
- ④開催可否の判断は当日 90 分前（フィールドインスペクション時）に外気温、WBGT 値の測定を行い、MC・審判・両チームにて判定する。
- ⑤中止・延期した場合、速やかに事務局に連絡するとともに、定められた期日までに試合が行えるよう日程を組みなおすこととする。
- ⑥当日の会場にて中止延期した場合のMC・審判謝金について、試合開始前までは 60% を支払うこととする。

平成 26 年 7 月 1 日施行

平成 27 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定